

「川口市自殺対策推進計画について」の概要

平成28年に改正された自殺対策基本法に基づき、自殺対策の本質が生きることの支援にあることを念頭に、「誰も自殺に追い込まれることのない川口市」の実現を、市民、関係機関、行政等が一体となって目指すための指針として「川口市自殺対策推進計画」を平成31年3月に策定しました。

◎ 基本理念 「誰もが自殺に追い込まれることのない
助け合い、支え合うことのできる地域社会の実現」

◎ 基本方針

自殺総合対策大綱に則り、本計画においては、次の5つを基本方針として掲げています。

- (1) 生きることの包括的な支援の推進
- (2) 関連施策との有機的な連携強化による総合的な取り組み
- (3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
- (4) 実践と啓発を両輪としての推進
- (5) 市、関係機関・団体、企業及び市民の役割の明確化と連携・協働の推進

◎ 数値目標

国の方針を踏まえつつ、本計画における当面の目指すべき目標値を設定しています。

◎ 施策の体系

本市の自殺対策は、「5つの基本施策」と「3つの重点施策」で構成されています。

【基本施策】

- 1 地域におけるネットワークの強化
- 2 自殺対策を支える人材の育成
- 3 市民への啓発と周知
- 4 生きることの促進要因への支援
- 5 子ども達が健やかに育つ環境づくりの推進

【重点施策】

- 1 高齢者を対象とした取り組みの推進
- 2 勤労者を対象とした取り組みの推進
- 3 生活困窮者への取り組みの推進

この計画に基づき、関係各課等が各種事業を計画的・継続的に実施いたしましたものを取りまとめましたので、別紙資料のとおりご報告いたします。

川口市自殺対策推進計画の目標達成のための取組状況

報告事項（5）資料

1 令和元年度実績

5つの基本施策		地域におけるネットワークの強化	自殺対策を支える人材の育成	市民への啓発と周知	生きること促進要因への支援	子ども達が健やかに育つ環境づくりの推進	実施課（延べ数）
実施課	24	17	4	5	12	7	45
事業数	98	23	8	12	16	42	101

3つの重点施策		高齢者を対象とした取り組みの推進	勤労者を対象とした取り組みの推進	生活困窮者等への取り組みの推進	実施課（延べ数）
実施課	17	5	8	4	17
事業数	41	23	13	8	44

2 主な取組事業

(1) 5つの基本施策における主な取り組み事業

ア 地域におけるネットワークの強化

障害福祉課による「障害のある人の支援に向けたネットワーク事業」では、地域・関係機関が情報共有を行い、地域課題、地域ニーズの抽出を行うことで、必要な施設等へ繋げることが可能となった。また、各協議会、連絡会には具体的な整備体制に係る部会やプロジェクトチーム、ワーキングチーム等があり、地域・関係機関の連携がより緊密となり、地域の実情や特性に応じ、実践的に取り組むことができた。

イ 自殺対策を支える人材育成

疾病対策課による「ゲートキーパー研修（市職員向け及び一般市民向け）」を実施した。市職員向けでは、窓口等で市民の対応をする各課の職員が、自殺のリスクのある人に気づき耳を傾け、必要な支援や相談につなぐことができるよう、新規採用職員（212名）の研修の中で行った。一般市民向けでは、3回実施し、63名の方々に対して、地域や職場、教育、その他様々な分野において身近な人の自殺のサインに気づき、必要な支援につながることでできる人材の育成を行った。

ウ 市民への啓発と周知

疾病対策課による「自殺予防対策事業（普及啓発）」では、9月の「自殺予防週間」、3月の「自殺対策強化月間」に併せ、広報、ポスター、チラシを使い周知した。3月は自殺予防の啓発文を入れたポケットティッシュを配る活動を行っていたが、本年度は新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった。

エ 生きることの促進要因への支援

長寿支援課または地域包括支援センターによる「高齢者虐待相談事業」では、高齢者虐待を発見あるいは疑われる場合に相談を行い、相談件数848件、訪問件数253件であった。専門的・継続的な視点から高齢者の権利擁護のため必要な支援を行うことで、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるようになった。

オ 子ども達が健やかに育つ環境づくりの推進

青少年対策室による「青少年体験活動事業」では、「子ども自然体験村」と「通学合宿」をメインとした活動を行っており、子ども達が自然や人、地域社会などに関わり、五感での学びを通じて人間関係を深めるとともに、生きる力を育むことを目的としている。それぞれの体験を合わせて活動の参加者数は83名、実施回数は3回であった。

(2)3つの重点施策における主な取り組み事業

ア 高齢者を対象とした取り組みの推進

長寿支援課による「高齢者世帯調査」では、70歳以上の高齢者のみの世帯を対象に民生委員が個別に訪問することで、身体の健康確認や傾聴による心の健康の維持につなげることができた。本調査の実績としては、調査対象世帯数29,504世帯に対して、調査した人数は42,089名であった。

イ 勤労者を対象とした取り組みの推進

協働推進課による「女性活躍及びワーク・ライフ・バランスの推進」では、ワーク・ライフ・バランスの実現やハラスメント防止の重要性について、事業者や市民それぞれに向けたセミナーの開催や情報誌による周知・啓発を行い、関心をもっていただくきっかけになった。参加者数は88名、実施回数3回であった。

ウ 生活困窮者等への取り組みの推進

生活福祉1課による「生活困窮者自立相談支援事業」では、生活困窮者から相談を受け、適切な情報提供を行うとともに関係機関と連携しながら生活全般にわたる包括的な支援及び就労支援を実施した。また、一定の住居のない生活困窮者に対し、巡回相談を行い、当面の日常生活に関する支援につながるよう相談窓口の周知を図った。それぞれ合わせて、相談件数は921件で、生活困窮者の自立促進が図れた。

3 令和2年度の方向性

(1) 継続 119事業

(2) 拡充 7事業

長寿支援課の「緊急通報装置整備事業」において、民間事業者と協定を締結し、急変リスクの高い持病がない高齢者も有料で利用できる新たな方式を、令和2年度内に開始。また現在、固定電話回線がなくとも利用できるよう、利用者の意向などを把握し検討していく。

子育て相談課の「発達相談事業」において、子どもの発達に不安を持つ保護者が安心して相談でき、福祉、教育、保健、医療が連携し、切れ目のない支援と、発達に特性のある子どもを地域全体で支えるための基盤整備を行う「子ども発達相談センター」を令和2年4月に開所。

地域保健センターの「子育て世代包括支援センター事業」において、令和2年5月から市役所第2庁舎など、新たに2か所を開設し、市内7か所で実施。妊産婦や養育者に対し身近な相談窓口として、不安や悩みの解消に向けて支援していく。

指導課の「生徒指導部会 教育相談部会」において、スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーの役割を明確化を図り、教育相談体制の充実のための連携について各学校に周知していく。同時に、スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーとしての力量を高めるための研修の充実を図っていく。

指導課の「いじめゼロサミット」において、いじめゼロサミットを年2回開催とし、いじめ撲滅に向けての充実を図る。

社会福祉協議会の「孤立防止のための居場所づくり」において、さらに使いやすい制度となるよう、助成金制度の改正(上限金額の拡大、随時受付等)を行った。今後も居場所づくりに関する活動や助成金の相談に応じ、活動の拡充を図っていく。

社会福祉協議会の「子ども食堂への支援」において、子ども食堂実施団体と、支援が必要な家庭について情報を共有し、必要に応じて支援ができるよう、活動の拡充を図る。

(3) 縮小 2事業

障害福祉課の「精神障害者ピアサポート講座」において、グループワーク中心の事業のため、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を図りながら、講座日数の変更や参加人数の縮減、対象者を限定するなど、事業を縮小しながら続けていく。

地域保健センターの「成人健康づくり事業」において、新型コロナウイルス感染症の影響にて教育・ことばのリハビリは中断、成人健康相談・訪問は縮小して実施していく。情報・知識の普及は広報やホームページにて行っていく。

(4) 休止 2事業

地域保健センターの「地域保健活動(成人)」において、新型コロナウイルス感染症の影響にて中断。健康に関する情報・知識の普及は広報やホームページにて行っていく。

地域保健センターの「39ヘルスチェック」において、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で実施を中断。対象者については成人健康相談の枠で、個別に対応していく予定。

(5) 効率化 2事業

経営支援課の「新社会人育成補助事業」において、団体への補助金(新社会人パワーアップセミナー実行委員会交付金)は廃止し、令和2年度から市が直接実施するよう改めた。

社会福祉協議会の「さわやかコール」において、電話をかけるボランティアの高齢化が進んでいるため、新規開拓に向けた取り組みを行っていくことに加え、包括支援センターなど関係機関に事業周知を行い、利用者の新規開拓も行っていく。

(6) 廃止 0事業

※ 掲載事業の一覧を市ホームページに掲載いたします。参考にご覧ください。